

島根県 人権施策推進基本方針

[第二次改定]

概要版

人権教育・啓発の推進のために

平成31年3月
島根県

一人一人の人権が尊重され

基本方針の第二次改定の趣旨

県では、「一人一人の人権が尊重される社会の実現」を目指して、「島根県人権施策推進基本方針」を2000（平成12）年に策定し、2008（平成20）年に第一次改定を行い、県の施策の基本的方向を示し、県民の人権意識の向上と人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

しかしながら、私たちの周りには、学校でのいじめや、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する暴行・虐待などの人権侵害が発生するなど、多くの課題が残されています。

また、多様な性的指向・性自認等の受容、災害時における外国人や障がいのある人等への配慮など新たな課題も顕在化しています。

このため、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、基本方針（第一次改定）の理念を引き継ぐとともに、第一次改定後の人権に関する法令の制定、計画の策定などの動きや、新たな課題に対応するために第二次改定を行いました。

基本理念

《基本的な考え方》

目 標：一人一人の人権が尊重される社会の実現

人権教育・啓発の
積極的な推進

個別の人権課題における
総合的・効果的な施策の推進

企業、NPO等の民間団体との
連携、協働による取組の推進

「共生の心」の醸成

一人一人の個性、違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めます。

「人権という普遍的な文化」の創造

人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいけるような「人権という普遍的な文化」の創造を目指します。

《基本方針の性格》

◎「島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）」を継承・発展させ、「島根総合発展計画」の基本目標を踏まえた人権教育・啓発の基本的方向を示すものです。

◎島根県が実施する様々な人権施策にかかる基本的な指針となるものです。

◎「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）の趣旨に対応する行動計画です。

◎市町村をはじめ、企業やNPOなどの団体等にとっては、この「基本方針」の趣旨に沿った自主的な取組を期待するものです。

る社会の実現を目指して

人権教育・啓発の推進

学校や家庭、職場、地域など様々な場を通じて、県民一人一人の人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権教育・啓発を推進していきます。

◆人権教育◆

《学校教育における人権教育の推進》

「進路保障」という理念を柱とした人権教育を、発達段階に即して推進していくことにより、子どもたちの学ぶ権利が保障される教育現場を実現し、子どもたちに自分の将来をたくましく切り拓いていく力を育むとともに、様々な人権問題の解決に向けて主体的に行動できる実践力の育成を目指します。

①幼児教育 ②初等中等教育 ③高等教育機関等

※「進路保障」…すべての子どもたちの実態に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育てていこうという理念（「人権教育指導資料第2集 しまねがめざす人権教育（学校教育編）」）

《社会教育における人権教育の推進》

幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、人権問題に関する多様な学習機会の充実を通して、地域ぐるみで人権に関する理解と認識を深めていきます。

①公民館等での学習機会の提供 ②家庭における人権教育の支援 ③指導者の養成、学習情報等の提供等

◆人権啓発◆

《企業等における人権啓発の推進》

企業等における人権尊重の意識を醸成するために、企業等に対する啓発や企業等が自主的に実施する研修等を支援します。

《地域社会における人権啓発の推進》

県民の人権尊重の意識の醸成を図るため、啓発資料の作成、県民参加型の人権イベントの実施など効果的な啓発に取り組むとともに、人権問題に取り組む民間団体の活動を支援します。

◆特定職業従事者に対する研修等の充実◆

人権に関わりの深い特定の職業に従事する人（特定職業従事者）に対する人権教育・啓発に関する取組を進めます。

《公務員》

人権の保障が行政の根幹であることを認識し、人権尊重の視点に立って、それぞれの職務を遂行するよう人権教育を充実します。

《教職員》

研修内容の一層の充実と情報提供に努め、人権意識を高める取組を推進します。

《警察職員》

被害者等の人権に配慮した警察活動を推進するために、研修等の充実を図り人権意識の高揚に努めます。

《医療関係者》

患者等に対する「インフォームド・コンセント」の徹底やプライバシーの尊重、個人情報の保護・管理など、患者の人権に配慮した医療が提供されるよう研修の充実に努めます。

《福祉関係者》

民生委員・児童委員をはじめとする福祉関係職員に対して、人権研修の充実に努め、資質向上と活動の充実・強化を図ります。

《消防職員》

人権尊重の視点に立って業務を遂行するよう人権教育を充実します。

《マスメディア関係者》

マスメディアに従事する関係者に人権意識を高める取組の推進を要請します。

各人権課題に対する取組

女性

男女がお互いに人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、男女共同参画に関する正しい知識を定着させるとともに、女性が職場や様々な分野において、いきいきと活躍できる環境の整備、DV等の防止に取り組みます。

- ①男女平等を推進する教育・啓発
- ②男女がともに働きやすい職場環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）
- ③あらゆる分野における女性の参画の推進
- ④DV等女性に対する暴力防止の取組と支援
- ⑤相談体制の充実

子ども

子どもの基本的な権利を最大限に尊重し、子どもにとって最善の利益が図られるよう施策を推進します。また、すべての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進めます。

- ①「子どもの権利条約」などの理解促進
- ②いじめの問題への取組
- ③不登校への取組
- ④乳幼児や児童への虐待防止の取組
- ⑤子どもの貧困対策への取組の推進
- ⑥健全育成に向けての取組
- ⑦相談体制の充実

高齢者

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、虐待の防止、権利擁護の推進等により、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進します。また、高齢者と地域住民がともに支え合う地域づくりを推進します。

- ①福祉教育、意識啓発の推進
- ②就労対策の推進
- ③高齢者の尊厳を支えるケアの推進（地域包括ケアシステムの推進）
- ④互助の仕組みづくりの推進（社会参加の推進）
- ⑤権利擁護の推進

障がいのある人

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）を実現するための取組を推進します。

- ①障がいを理由とする差別の解消の推進
- ②障がいに対する理解の促進
- ③特別支援教育の推進
- ④障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進
- ⑤地域生活の充実
- ⑥就労支援の取組
- ⑦ひとにやさしいまちづくりの推進
- ⑧権利擁護のための施策の充実



同和問題

同和問題に対する県民の正しい理解と認識を深め、同和問題の解決に向けて、教育・啓発の推進、相談体制の充実等、地域の実情に応じた部落差別の解消（同和問題の解決）に関する施策に取り組みます。

- ①教育・啓発の推進
- ②就労問題への取組
- ③就学援助への取組
- ④生活環境への取組
- ⑤産業振興への取組
- ⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実
- ⑦「えせ同和行為」の排除

外国人

日本人住民と外国人住民が同じ地域に暮らす住民として、相互に理解し、共に支え合うことにより、すべての県民が安全・安心に暮らす「多文化共生社会」の実現に取り組みます。

- ①外国人住民の人権を尊重する啓発の推進
- ②外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進
- ③外国人住民のための労働環境の整備
- ④外国人住民のための相談体制の充実

患者及び感染者等

感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、患者及び感染者等の相談・支援体制の充実を図り、患者及び感染者等の人権が尊重される地域社会づくりを推進します。

- ①ハンセン病回復者の支援とハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進
- ②HIV感染者等に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発の推進
- ③感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進
- ④難病患者等への支援
- ⑤インフォームド・コンセントの普及

犯罪被害者とその家族

犯罪被害者とその家族または遺族（犯罪被害者等）の視点に立ち、生活全般にわたる様々な支援を関係機関、団体等と連携して途切れなく実施します。また、県民の犯罪被害者等に対する理解と配慮、そして協力が促進されるような広報・啓発を推進します。

- ①犯罪被害者等に対する理解の増進
- ②犯罪被害者等に対する支援の推進
- ③犯罪被害者等に対する支援のための体制整備の推進

刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう偏見や差別の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを進めます。

- ①刑を終えて出所した人等に対する理解の推進
- ②刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援体制の推進

性的指向、性自認等(LGBT等)

LGBT等について正しい理解と認識を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた啓発に取り組みます。特に学校においては、児童生徒に対するきめ細かな対応に取り組みます。

- ①県民に対する取組
- ②学校における取組

インターネットによる人権侵害

県民一人一人が、人権擁護の視点に立った正しい知識を身につけ、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなどの理解を深められるよう、様々な機会を通じて啓発に取り組みます。また、インターネットによる人権侵害の早期発見・拡大防止の取組を促進します。

様々な人権課題

○プライバシーの保護

個人情報適切に取り扱われるよう、個人情報保護の重要性、情報の収集・発信における責任やモラルに関する啓発を推進します。

○迷信

様々な機会を通じて、迷信と偏見・差別について啓発に努めます。

○アイヌの人々

アイヌの人々への理解と認識を深め、偏見や差別の解消を図るために啓発に努めます。

○北朝鮮当局によって拉致された被害者等

拉致問題等への関心と認識を深めるため、国や市町村と連携を図り、広報・啓発に努めます。

○ホームレスの人権

必要な個別支援、相談対応等が適切に実施され、社会復帰ができるように支援するとともに、偏見や差別を解消するための啓発に努めます。

○人身取引(トラフィッキング)事件の適切な対応

関係機関と連携を強化し、被害の防止、被害者からの相談や保護が求めやすい環境づくりに努めます。

○日本に帰国した中国残留邦人とその家族

市町村と連携を図り生活支援に努め、地域社会における生活の安定を図ります。

○災害と人権

被災者の視点に立った施策を推進し、すべての被災者の人権が尊重される環境づくりに努めます。また、外国人等の災害時要配慮者にあつては、「やさしい日本語」の普及などにより、情報伝達と避難等が円滑に行えるよう努めます。

○その他の人権課題

今後、新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。

施策の推進

推進体制とフォローアップ

有識者で組織した「島根県人権施策推進協議会」の提言を取り入れながら、庁内組織である「島根県人権施策推進会議」において、関係部局間の密接な連携のもとに諸施策を実施するとともに、進捗状況を毎年フォローアップしていきます。

また、人権啓発推進センターを拠点として、人権教育・啓発の推進に努めます。

国や市町村との連携・協力

国や市町村と連携し効果的な人権教育・啓発を進めます。

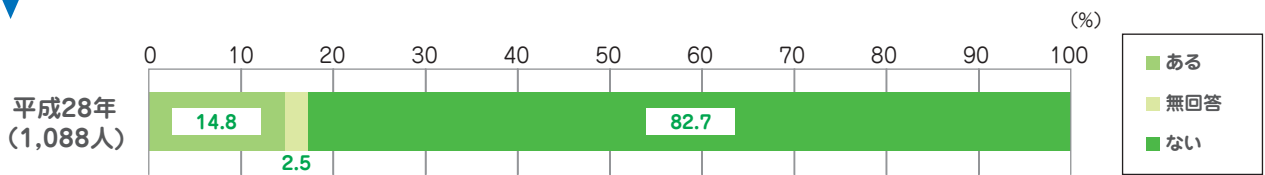
民間との協働の推進

NPO等の民間の団体と連携・協力して、人権課題解決に対する県民の関心や参加意欲を高めていく取組を進めます。

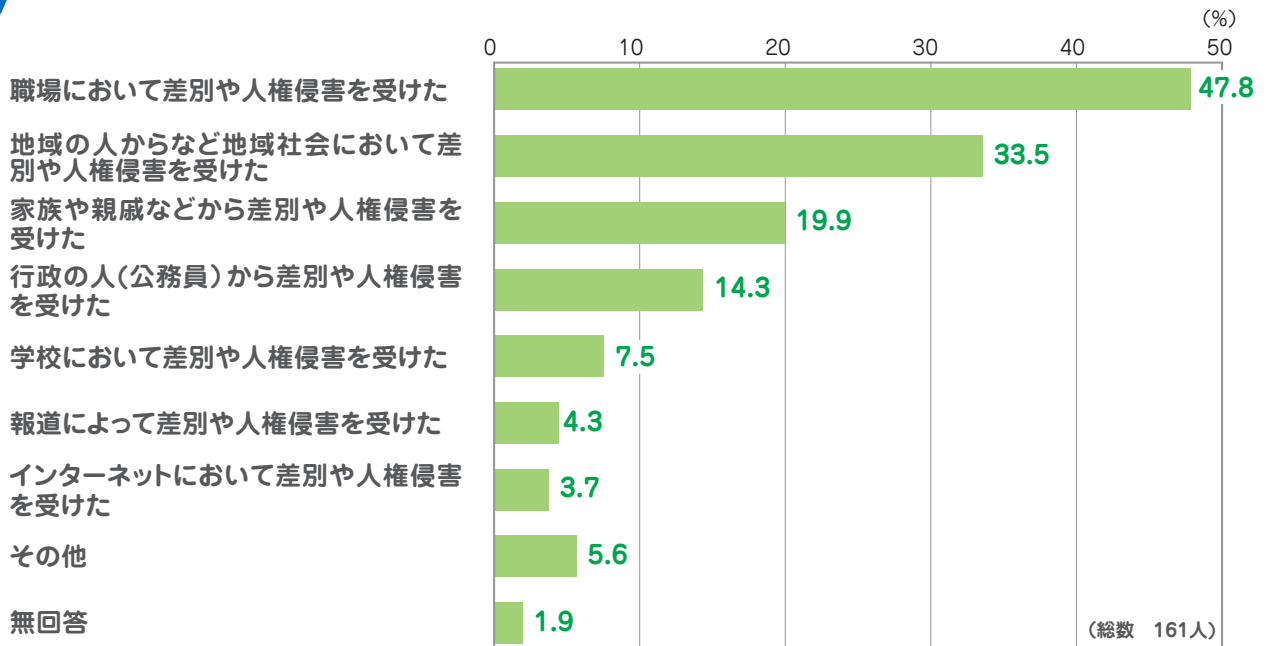
基本方針の見直し

人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等に的確に対応するために、必要に応じて見直しを行います。

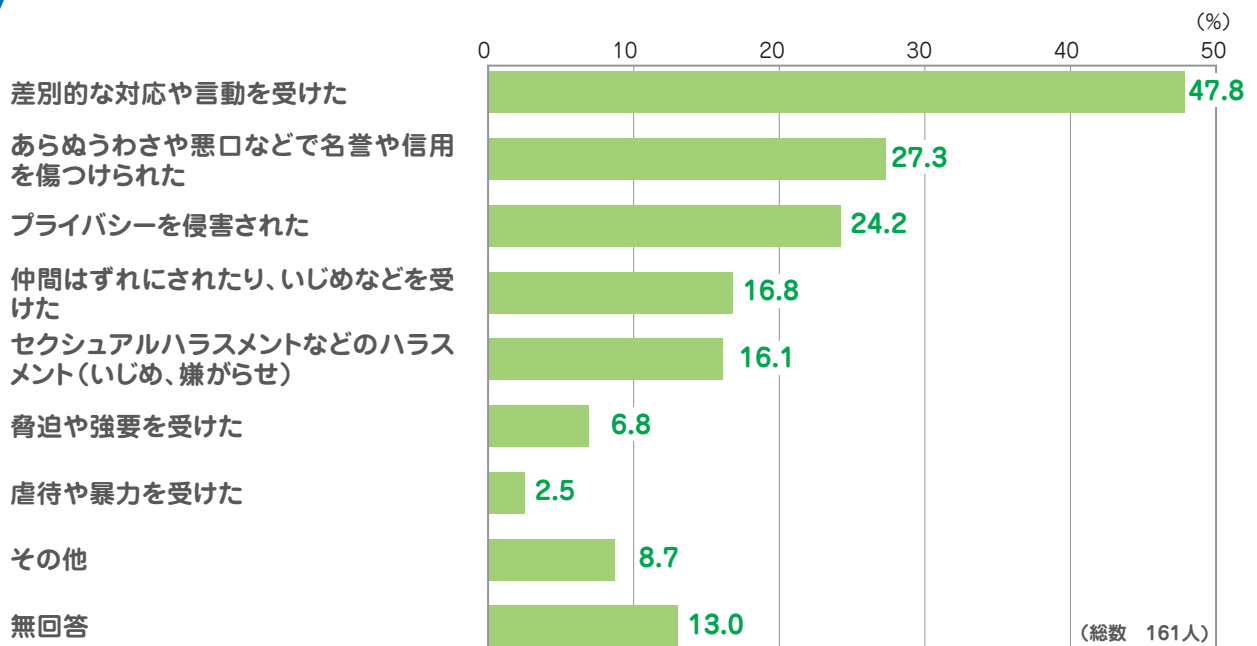
Q 過去5年間ぐらいの間に、日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。
(○は1つ)



Q (差別や人権侵害を受けたことがあると回答した人に)それは誰から(どこで)受けましたか。
(○はいくつでも)



Q (差別や人権侵害を受けたことがあると回答した人に)それはどのような差別や人権侵害を受けましたか。
(○はいくつでも)





平成30年度 島根県人権啓発ポスターコンクール 小学校の部 最優秀賞
青木 心優さん（江津市立高角小学校 1年）

7月12日～8月11日は「差別をなくす強調月間」

12月4日～12月10日は「人権週間」

島根県環境生活部人権同和対策課

〒690-8501 松江市殿町1番地

TEL:0852-22-5900 FAX:0852-22-6166

●ホームページに「島根県人権施策推進基本方針(第二次改定)」を掲載しています。●

<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowa/>